船橋市介護職員宿舎借り上げ支援事業補助金　Ｑ＆Ａ集

R7.4.4

○補助金制度について

Q1	この補助金制度の概要を教えてください。
A1	介護保険サービス事業者が、市内に借り上げた宿舎に、介護職員等を新たに雇用し住まわせた場合に、借り上げ費用の一部を市が助成します。

※補助基準額・補助率

宿舎1戸あたり月額50,000円を補助基準額の上限とし、その額に補助率1/2を乗じた額が補助額となります。

※パターン別費用負担イメージ

パターン	賃借料等（月額）	補助前の負担状況		補助基準額	補助後の負担状況		
		法人	介護職員等		補助額	法人	介護職員等
1	80,000円	80,000円	0円	50,000円	25,000円	55,000円	0円
2	80,000円	30,000円	50,000円	30,000円	15,000円	15,000円	50,000円
3	80,000円	0円	80,000円	0円	0円	0円	80,000円
4	40,000円	40,000円	0円	40,000円	20,000円	20,000円	0円

○補助対象者及び宿舎について

Q2	どのような介護保険サービス事業者が対象となりますか？
A2	船橋市内に、以下の船橋市指定介護保険サービス事業所を運営する事業者となります。 ①訪問介護、②訪問入浴介護、③通所介護、④通所リハ、⑤短期入所、⑥短期入所(療養)、⑦特定施設入所者生活介護、⑧定期巡回・随時対応型訪問介護看護、⑨夜間対応型訪問介護、⑩地域密着型通所介護、⑪認知症対応型通所介護、⑫小規模多機能型居宅介護、⑬認知症対応型共同生活介護、⑭地域密着型特定施設入居者生活介護、⑮地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護、⑯看護小規模多機能型居宅介護、⑰介護老人福祉施設、⑱介護老人保健施設、⑲介護医療院
Q3	どのような借り上げ宿舎が対象となりますか？
A3	船橋市内に所在する宿舎が対象となります。 ただし、事業者の代表者や役員、またはその利害関係者（※）が所有する宿舎は除きます。 ※利害関係者：事業者の代表者や役員の親族、それらと生計を一つにする者
Q4	過去から継続して借り上げている宿舎でも対象となりますか？
A4	対象となります。しかし、住まわせる介護職員については、雇用開始日等に要件がありますのでご注意ください。
Q5	シェアハウスのような1戸に複数名が暮らす場合はどのように取り扱いますか？
A5	入居者が複数の場合でも、1賃貸借契約につき1戸とみなしますので、1戸分の助成となります。なお、補助基準額の積算については実態に応じて異なりますので、個別ご相談ください。

○宿舎に住まわせる職員について

Q6	どのような職員が対象となりますか？
A6	各月初日の時点で、次のすべてに該当する方が対象となります。 ①法人との雇用契約に係る雇用開始日が、令和７年４月１日～令和８年３月３１日の間であること。（令和７年３月２日～令和７年３月３１日までの間に雇用開始となった場合は、令和７年４月１日より雇用開始した場合と同様に受け付けます。） ※雇用開始日が令和４年４月１日～令和７年３月１日の場合でも、前年度までに当該補助金の補助を受けた方については、今年度も引き続き対象となります。 ②雇用開始日が属する年度から起算した年度の数が４を超えないこと。 ③対象となる市内の介護保険サービス事業所（A2を参照）に、介護職員もしくは訪問介護員として従事する方。 ④介護保険サービス事業者が借り上げた宿舎に居住し、その宿舎の所在地が住民票の住所として記録されている方。 ⑤従事している介護保険サービス事業所を適用事業所とする社会保険の被保険者の方。（以下、常勤という。） ⑥過去（②に規定する期間は除きます）にこの補助金（船橋市介護職員宿舎借り上げ支援事業補助金交付要綱に規定する補助金）による補助を受けたことがない方。 ⑦雇用開始前1年以内に、他の介護保険サービス事業者が運営する市内の介護保険サービス事業所において、常勤の介護職員または訪問介護員として勤務実績がない方。 ⑧住宅手当等を支給されていない方。また、支給されている同居人がいない方。
Q7	職員が産休・育休等で休職となった場合はどうなりますか？
A7	雇用が継続する限りは、補助対象となります。
Q8	4月1日付採用の職員ですが、3月の途中から入居していました。3月分の賃借料は補助されますか？
A8	補助対象となりません。各月初日において雇用されている方が対象なので、3月分は対象となりません。
Q9	月途中で職員が宿舎を退去した場合はどうなりますか？
A9	その月に発生した賃借料（介護保険サービス事業者が実際に支払った賃借料）の範囲で補助対象とします。なお、職員が居住していることが要件ですので、翌月以降は借り上げていても、補助対象となりません。（A6の④を参照）
Q10	既に入居している職員が、月途中で補助要件を満たした場合、その月の補助はどうなりますか？
A10	その月は補助対象となりません。各月初日の時点で、Ａ6に記載する要件をすべて満たしている場合に対象となりますので、翌月からの補助開始となります。
Q11	対象の職員が、人事異動で勤務先が変わる場合、引き続き補助対象となりますか？
A11	同一の介護保険サービス事業者内での異動に限りますが、異動先でも要件（A6を参照）を満たす場合は、引き続き補助対象となります。
Q12	対象の職員が、借り上げ宿舎を変更した場合、引き続き補助対象となりますか？
A12	変更した宿舎が要件（A3を参照）を満たす場合は、引き続き補助対象となります。

Q13	単身者のみを対象としていますか？
A13	単身者に限った支援ではありませんので、同居人がいても対象となります。ただし、同居人が住宅手当等を受給している場合は対象となりません。（A6の⑧を参照）
Q14	外国人でも対象となりますか？
A14	国籍は問いません。
Q15	対象となる介護職員が複数いますが上限はありますか？
A15	特に上限は設けておりません。しかし、宿舎1戸に複数の職員が住む場合は、1戸分の助成となります。
Q16	借り上げ宿舎に住所変更等の届け出（転入届等）をしていませんが、届け出をしなければなりませんか？
A16	職員の住民票の住所を確認し入居確認を行いますので、住所変更等の届け出を行い、住所が住民票に反映されてからご申請ください。

〇補助対象期間について

Q17	1人当たりの補助対象期間の上限はありますか？
A17	あります。 雇用開始日の属する年度から起算して、4年目の年度までが補助対象となります。（最長4年間。A6の②を参照。）しかし、<u>1度の申請で複数年間の補助が保証されるものではなく、毎年度の申請が必要</u>となります。 例えば… ①令和7年4月1日雇用開始・同月要件を満たした場合、補助対象となる期間は、 令和7年度 12ヶ月、8年度 12ヶ月、9年度 12ヶ月、10年度 12ヶ月 ＝ 48ヶ月分 ②令和8年2月1日雇用開始・同月要件を満たした場合、補助対象となる期間は、 令和7年度 2ヶ月、8年度 12ヶ月、9年度 12ヶ月、10年度 12ヶ月 ＝ 38ヶ月分
Q18	単年度においての補助期間の開始日と終了日はいつになりますか？
A18	・開始日は、職員がA6に記載する要件を満たした日の属する月の翌月の初日となります。 ただし、その満たした日が各月初日の場合は、その日が開始日となります。 例えば… 3月20日宿舎入居、4月1日雇用開始。これで要件をすべて満たした場合・・・4月1日が開始日なので4月分から対象。 ・終了日は、要件を満たさなくなった日。または、当該年度末日（3月31日）です。 なお、前年度から補助継続となる場合の補助開始日は、当該年度初日（4月1日）となります。
Q19	4月分の賃借料を前月の3月に支払いましたが、補助の対象になりますか？
A19	対象となります。当該年度の入居期間に係る経費を対象とするため、4月分の賃借料を前年度に支払った場合でも対象となります。

○補助対象経費について

Q20	補助対象経費は何ですか？
A20	賃借料・共益費又は管理費・礼金・更新料です。 敷金・仲介手数料・保証金・火災保険料・鍵交換費用・更新手数料・振込手数料等は、対象外です。
Q21	礼金及び更新料については、どのように算定しますか？
A21	礼金の場合は、当初の賃貸借期間の月数、更新料の場合は更新した契約期間の月数で除した金額（１円未満端数切捨て）を、補助対象期間の分だけ補助します。 補助開始期間は、各月初日から条件を満たす月が条件なので、該当月から礼金および更新料の補助も開始するものとします。終期については契約期間が月の半数以上を占める月を最後として、その次の月からは、期間を空けず更新料を補助するものとします。 具体的な算定方法は、別紙「A21参考　更新料・礼金の補助対象経費の考え方」を参照してください。
Q22	入居者も賃借料を一部負担しておりますが、補助対象経費はどうなりますか？
A22	入居者負担分を除いた額が補助対象経費となります。 なお、シェアハウスのように複数人が住んでいる場合は、基本的には、入居者全員が負担する賃借料の合計額を除いた額が対象となりますが、実態に応じて異なりますので、個別ご相談ください。（A5を参照）
Q 23	月途中から要件を満たした場合、日割りでの補助はありますか？
A 23	日割りでの補助は行いません。 月途中で要件を満たした場合は、翌月の初日から対象となります。（A18を参照） 月途中で要件を満たさなくなった場合は、当該月分として介護保険サービス事業者が実際に支払った額を対象とします。（A9を参照）

○交付まで

Q24	交付までの流れについて教えてください。
A24	申請は、月単位ではなく、年度単位で受け付けます。 流れは以下のとおりです。 ①4月から申請受付を開始します。 ②随時、申請を受け付け、審査し交付決定を通知します。 ③申請日の属する月から補助期間が開始されます。（例えば、7月分から補助開始としたい場合は、7月末日までに申請。）※申請が遅れる場合は、補助額が申請通りにならない場合があります。 ④補助期間終了後、実績報告や請求を受付けます。 ⑤実績報告の審査完了後、補助金の支払いとなります。
Q25	申請に必要となる主な書類について教えてください。
A25	①宿舎の不動産賃貸借契約書、②職員の雇用を証する証明書、③職員の資格を証する証明書（有資格者の場合）、④介護保険サービス事業者と職員が締結した宿舎に係る契約書等の写し、⑤職員の住民票の写し、⑥市税納付確認書及び要綱に規定する各種様式となります。

Q26	補助金の支払いはいつになりますか？年に1回の支払いですか？
A26	補助金の支払いは、実績報告終了後に行います。基本的には年度で1回の支払いとなります。しかし、概算払いもありますので、ご希望の場合はご相談ください。

〇その他

Q27	補助対象となった場合、対象職員の所得税の扱いはどうなりますか？
A27	職員の自己負担額等により課税・非課税の扱いが異なりますので、船橋税務署にご相談いただくか、国税庁のホームページ（タックスアンサー）でご確認ください。
Q28	賃貸借契約の名義は、法人名義でなければなりませんか？
A28	法人名義でなければなりません。職員個人の名義は、対象外となります。
Q29	この補助金により、結果として対象職員の個人負担が減ったのですが、減った分について、給与を下げることは認められますか？
A29	認められません。補助の条件として、この補助金により職員の給与の水準を低下させてはならないと規定しております。

別紙　A21参考　更新料･礼金の補助対象経費の考え方

〇要綱　第５条第２項

賃貸借契約時に支払った**礼金及び更新料**については、**賃貸借契約に係る期間の月数で除して得た額**を、各月の補助対象経費に計上することができるものとする。　（賃貸借契約に係る期間の月数で除して得た額は１円未満端数切捨てにより算定。）

●パターン別　更新料･礼金の補助期間･金額イメージ

	パターン例	補助開始月	賃貸借期間（始期）	賃貸借期間（終期）	礼金（円） （50,000円と仮定）	更新期間（始期）	更新期間（終期）	更新料（円） （50,000円と仮定）	令和7年度 礼金補助 有無	令和7年度以降　礼金補助（予定）額 （50,000円を24か月で除した場合、2,083円）	令和7年度 更新料補助 有無	令和7年度以降　更新料（1回目）補助（予定）額 （50,000円を24か月で除した場合、2,083円） ※補助要件を満たす場合は、２回目以降の更新料も補助可能
1	賃貸借期間の始期と補助開始月が同じ。	令和7年4月	令和7年4月1日	令和9年3月31日	50,000	令和9年4月1日	令和11年3月31日	50,000	●	令和7年4月～令和9年3月（24か月）で、2,083円ずつ	×	令和7年度に更新が発生しないため、補助なし （更新1回目は令和9年4月～令和11年3月（24か月）で、2,083円ずつを予定）
2	賃貸借期間の始期が補助開始月より早く、終期の月の賃貸借期間日数が、月の日数の半分を下回る。 （3/1～15の15日間は3月の日数の半数を下回る。）	令和7年4月	令和7年3月16日	令和9年3月15日	50,000	令和9年3月16日	令和11年3月15日	50,000	●	令和7年4月～令和9年2月（23か月）で、2,083円ずつ	×	令和7年度に更新が発生しないため、補助なし （更新1回目は令和9年3月～令和11年2月（24か月）で、2,083円ずつを予定）
3	賃貸借期間の始期が補助開始月より早く、終期にかかる月の賃貸借期間日数が、月の日数のちょうど半分となる。 （2/1～14の14日間は2月のちょうど半分の日数となる。）	令和7年4月	令和7年2月15日	令和9年2月14日	50,000	令和9年2月15日	令和11年2月14日	50,000	●	令和7年4月～令和9年2月（23か月）で、2,084円ずつ	×	令和7年度に更新が発生しないため、補助なし （更新1回目は令和9年3月～令和11年2月（24か月）で、2,083円ずつを予定）
4	賃貸借期間の始期が補助開始月より早く、終期にかかる月の賃貸借期間日数が、月の日数の半分を上回る。 （5/1～31の31日間は5月の日数の半数を上回る。）	令和7年4月	令和6年6月1日	令和9年5月31日	50,000	令和8年6月1日	令和10年5月31日	50,000	●	令和7年4月～令和8年5月（14か月）で、2,083円ずつ	×	令和7年度に更新が発生しないため、補助なし （更新1回目は令和8年6月～令和10年5月（24か月）で、2,083円ずつを予定）
5	賃貸借期間の始期が補助開始月より1年以上早く、当該年度に賃貸借期間が終了し、更新料が発生する。	令和7年4月	令和5年6月1日	令和7年5月31日	50,000	令和7年6月1日	令和9年5月31日	50,000	●	令和7年4月～令和7年5月（2か月）で、2,083円ずつ	●	更新1回目は、令和7年6月～令和9年5月（24か月）で、2,083円ずつ 交付申請時に新賃料が未定の場合は、実績報告で更新後の契約書を提出
6	更新期間の始期と補助開始月が同じ。	令和7年4月	令和5年4月1日	令和7年3月31日	50,000	令和7年4月1日	令和9年3月31日	50,000	×	当初の賃貸借期間が終了しているため、補助なし	●	更新1回目は、令和7年4月～令和9年3月（24か月）で、2,083円ずつ
7	更新期間の始期が補助開始月より早い。	令和7年6月	令和5年4月1日	令和7年3月31日	50,000	令和7年4月1日	令和9年3月31日	50,000	×	当初の賃貸借期間が終了しているため、補助なし	●	更新1回目は、令和7年6月～令和9年3月（22か月）で、2,083円ずつ

※　礼金の場合は、当初の賃貸借期間の月数、更新料の場合は更新した契約期間の月数で除した金額を、補助対象期間の分だけ補助する。

※　補助開始期間は、各月初日から条件を満たす月が条件なので、該当月から礼金および更新料の補助も開始。終期については契約期間が月の半数以上を占める月を最後として、その次の月からは、期間を空けず更新料を補助する。

※　**更新手数料は対象経費としない。**